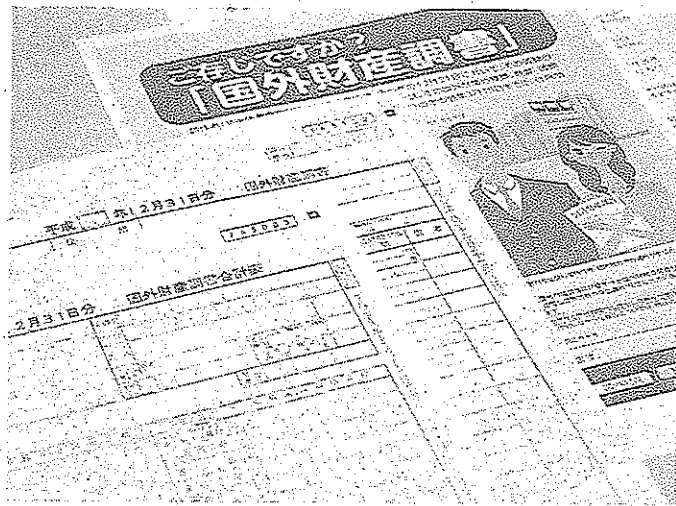


# 国税、海外資産の監視強化

国税当局が富裕層の海外資産への監視を強めている。海外資産の報告が義務付けられ、2019年で5年。「国外財産調書」の提出を怠ったとして、5月末には男性会社役員が国外送金等調査法違反容疑で初めて刑事告発された。国外財産調書の提出を怠るケースはいまだに多いとみられ、国税当局は各国と金融口座の情報を交換する新制度も活用しながら、適正な申告を促す。

## 報告義務化5年



海外に5千万円超の資産を保有する人は提出義務がある

ことを踏まえ、14年に国外財産調書の制度が導入された。年末の時点で海外に5千万円を超える財産を持つ人が対象となる。初年だった14年（13年末分）の提出は約5500件、徐々に増加して19年（17年末分）は約9500件だった。ただ、実際の対象者はこれを大幅に上回るとみられている。もともと海外資産に関する調査は国税当局の重点分野だ。国外財産調書の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金刑が科されるが、これまでは行政処分が先行し、刑事罰は適用されてこなかった。初めて刑事告発したケースについては国税幹部は「一罰百戒となり、けん制効果につながれば」と話す。

昨年からは世界各国の金融口座情報が自動的に交換されるCRS（共通報告基準）という制度の運用も開始。活発に利用されており、解明が難しかった海外が絡む資産隠しの端緒がつかみやすくなった。

個人の税務に詳しい弁護士は「海外預金について、非常に細かい情報を持って調査に来るケースがある。間違いないCRSで情報を取得している」と話し、国外財産調書の不提出を含めて富裕層の海外資産がさらに厳しくチェックされるようになる」と予想している。

### ■ 不提出で初の刑事告発

### ■ 口座情報の交換も活発

19年7月に会社役員のご報告が明らかになった直後、日本やアジア諸国で活動する弁護士のもとに、国外財産調書を提出していない富裕層からの相談が寄せられた。「先生、私も不提出があります、大丈夫で

「しょうか」。この弁護士は、漏れなく申告するようは、提出しないと処罰のラドバイスしていると対象になることを説明

経済のグローバル化に伴って海外に大きな資産を持つ富裕層が増加した

告発された会社役員は、個人で家具の